

公益社団法人日本山岳会埼玉支部委員会職務分掌細則

第1条 公益社団法人日本山岳会埼玉支部規約第10条5項に基づき諸業務の分掌を明確にし、その円滑な遂行を目的とする。

第2条 事務局長は以下の職務を分掌する。

1、事務局

- (1) 公益社団法人日本山岳会に関すること。
- (2) 総会・支部委員会・その他関連委員会に関すること。
- (3) 支部会員・会友の個人情報管理・運用。
- (4) 公印の管理。
- (5) 支部入会・支部退会に関すること。
- (6) 文書事務に関すること。
- (7) 郵便物等の收受及び配布に関すること。
- (8) 各種調査統計に関すること。
- (10) 会計業務・寄付金に関すること。
- (11) 支部会員・会友の弔意に関すること。
- (12) 年間活動報告に関すること。
- (13) 外部団体・機関との連絡・調整に関すること。
- (14) ホームページ上の当該ページに関すること。
- (15) 支部委員会が指示した事項。
- (16) その他いずれの委員会に属さない事項。

2、広報委員会

- (1) 支部報発行に関すること。
- (2) 支部紹介リーフレットに関すること。
- (3) ホームページ制作・維持・保全に関すること。
- (4) 支部会員・会友のデータベース作成・維持・管理・保全に関すること。
- (5) 利用者支援に関すること。
- (6) 個人情報の保全に関すること。
- (7) 年間活動報告に関すること。
- (8) 外部団体・機関との連絡・調整に関すること。
- (9) ホームページ上の当該ページに関すること。
- (10) その他支部委員会が指示した事項。

3、山行委員会

- (1) 年間計画の立案・実行に関すること。
- (2) 登山計画書作成・提出に関すること。

- (3) Youth Club に関すること。
- (4) 遭難対策に関すること
- (5) 年間活動報告に関すること。
- (6) 外部団体・機関との連絡・調整に関すること。
- (7) ホームページ上の当該ページに関すること。
- (8) その他支部委員会が指示した事項。

4、安全登山委員会

- (1) 年間計画の立案・実行に関すること。
- (2) 登山計画書作成・提出に関すること。
- (3) 遭難対策・講演会・講習会等実行に関すること
- (4) 年間活動報告に関すること。
- (5) 外部団体・機関との連絡・調整に関すること。
- (6) ホームページ上の当該ページに関すること。
- (7) その他支部委員会が指示した事項。

5、自然保護委員会

- (1) 年間計画の立案・実行に関すること。
- (2) 登山計画書作成・提出に関すること。
- (3) 講演会・講習会・自然観察会等実行に関すること。
- (4) 遭難対策に関すること。
- (5) 年間活動報告に関すること。
- (6) 外部団体・機関との連絡・調整に関すること。
- (7) ホームページ上の当該ページに関すること。
- (8) その他支部委員会が指示した事項。

6、ボランティア委員会(旧:社会貢献委員会)

- (1) 年間計画の立案・実行に関すること。
- (2) 登山計画書作成・提出に関すること。
- (3) 遭難対策に関すること。
- (4) 年間活動報告に関すること。
- (5) 外部団体・機関との連絡・調整に関すること。
- (6) ホームページ上の当該ページに関すること。
- (7) その他支部委員会が指示した事項。

第3条 この細則は、支部委員会の議を経て支部長が承認する。
この細則は、平成28年4月16日から施行する。